The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ヘーゲルにおける価値判断の真理性について
Author(s)	武田, 一博
Citation	哲学論叢. 1986, 17, p. 23-42
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66843
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ヘーゲルにおける価値判断の真理性について

武田一博

はじめに

この小論は、ヘーゲルの判断論に関し、以下の諸問題の解明を行なおうとするものである。第一に、価値判断である概念の判断が判断一般の真理であるといわれているのはなぜか。第二に、価値判断が客観的といわれるのはいかなる意味においてであるか。第三に、概念と実在性の統一としての理念に基づく真理は、価値判断においていかにして可能か。

一、命題と判断

ヘーゲルの定義によれば、判断とは「概念自身による規定的概念の定立である」(6, S. 301)[1]。この定義からすれば、判断は主体、つまり認識し実践する人間の主観を前提することなしにも成立しうる、概念と概念間の直接的関係であるかのように見える。ヘーゲル自身、「あらゆる事物は判断である。言いかえれば、あらゆる事物は、普遍

性すなわち自己における内的本性である個物である」(8, S. 318) と『エンチクロペディー』で述べているように、事物もまた判断するかの如くである。だが、ヘーゲルにおいては、定義はそのまま真理を表すものではない。定義の中では「客観はまだ主観的な客観として規定されてはいないので、認識は主観的であって、外的な始まりをもつにすぎない」(6, S. 513) のである。それゆえ、我々はヘーゲルの判断を、自立的な概念と概念の関係として、認識主体の介在なしにも成立しうる、従って、事物の中にも直接見い出しうるようなものと、字義通りに受けとる必要はない。[2]

それでは、ヘーゲルにおいて判断とはどのようなものとして規定されているのか。

それは、「判断は概念の最初の実現 (Realisierung) と呼ばれうる」(6, S. 302) と言われているように、判断とは、概念と概念を関係づけることによって、事物のより規定された概念を実現すること、主観の側からみれば、直接的で表象的な概念から、より具体的で事物に即した実在的概念を獲得することに他ならない。もちろんここでも、ヘーゲルは、「概念の諸契機が、その自己内反省すなわちその個別性によって、自立的全体である」(ibid.) というように、判断の主体はあくまで自立的概念であるように描き出してはいる。だが(このことは概念の本性の理解とも密接に関係することだが)、概念は確かに個々の主観を貫いており、また、認識を可能にするものとして客観的なものであるが、しかし、自然の内に直接見い出されるような概念は「盲目的な、自分自身を把捉していない概念、すなわち思惟しない概念」(6, S. 257) に他ならない。それは単に「概念に先行する諸形式」(ibid.) にすぎないのであって、「問題となるのは、概念がこれらの形式に対して、いかなる関係において思惟されるかというその関係である」(6, S. 257—8, 強調は原文。以下同様。)。つまり、「思惟〔こそ〕が、自己内で無限な否定性とし

て、2、本質的に分割――判断――である」(10, S. 285) とヘーゲルは考えているのである。[3]

このように、判断とはあくまでも概念による思惟の認識作用と理解しなければならない。このことは、判断が常に主語と述語との関係として立てられることからも明らかである。なぜなら、判断における二項がそれぞれ主語や述語と呼ばれるのは、それら二項が名前として立てられているからである。名前であるということはもちろん思惟の働きによって与えられたものであることは言うまでもない。そして、名前としての主語と述語が互いに判断として関係しあうということは、「名前は知性 (Intelligenz) によって生産された直観と、その直観の意味との結合として、さしあたり個別的な暫時的生産である」(10, S. 277) ということ、言いかえれば「それらは名前として、まだ無規定なものであり、後になってはじめてその規定を獲得しなければならないものである」(6, S. 302) ということからくるのである。つまり、判断とは、無規定的な名前が相互に関係しあうことによってより規定的な内容あるいは概念を獲得するという思惟の作用に他ならない、といえる。

だが、主語と述語による思惟の認識はすべて判断となるかというと、そうではない。ここでもち出されるのが、単なる命題あるいは文 (Satz) と判断の区別である。「命題もなるほど文法的意味においては、主語と述語とをもつが、しかし、それだからといってまだ判断ではない。判断となるためには、述語が……普遍として、特殊あるいは個別に関係するということが必要である。」(6, S. 305) 例えば、「AはBである」という記号間の関係や「アリストテレスは……年に死んだ」は単なる命題でしかなく、判断ではないと言われる。

では、命題が判断になる、いいかえれば、述語が普遍的なものになるのは、いったいいかにしてだろうか。その境界をなすものは何であろうか。

ヘーゲルはこの点に関して、主観的な面から言えば、「頭の中にあるこれやあれやの述語が、頭の外に独立に存在する対象に付加されることができるかどうか、また、付加されるべきであるかどうかという反省が結びつけられる」(6, S. 304) こと、いいかえれば「何らかの根拠から……主張されている」(6, S. 305) かどうかをあげている。

だが、例えば「友人Nが死んだ」という言明が、単なる命題にすぎないものか、それとも判断としてあるものかを、その言明自体において区別することは不可能である。ヘーゲルは『友人Nが死んだ』という報告は一つの命題であるが、彼が実際に死んだのか、それとも仮死にすぎないかの問いが出されるとき、はじめてそれは判断になる」(ibid.) と述べているが、ある人間が、「友人Nが死んだ」と言う言明を、全く機械的に何の感情も交えることなしに発していることはありえないことである。確かにヘーゲルの言うように、主観的には、何かの根拠に基づいて主張する場合と、単に感覚的状態を直接に表現することとは区別できる。しかし、後者の場合でも、例えば「(眼前の) このバラは赤い」という感覚的言明を考えてみれば、そこには様々な普遍的関係に媒介された (無意識的ではあれ) 反省が含まれていることが容易に指摘できる。

それは第一に、眼前にあるものが、語「バラ」で指示される普遍的対象に包含される、ないし外延的に指示しうるということが、知覚者に成立していなければならない。第二に、語「赤い」で指示される普遍的性質を、現在知覚している一つの過程に適用可能であるという反省が行なわれていなければならない。第三に、この「赤い」という知覚過程が「このバラ」の一つの性質として外的に結合しうるということが知覚者に把握されていなければならない。第四に、知覚者が現在知覚しているある過程を「このバラは赤い」という文によって現在言明してよいし、そう言明することが現在、知覚者のおかれている状況の下では適切であると内的に感知されていなければならな

い。[4]

もちろんこれらのことは、例えば幼児の場合のように、すべてが自覚的に行なわれるわけではない。むしろ多くの場合、無自覚的に、単に反射的に発語されることが多いであろう。しかし、たとえ無意識的に行なわれる場合であっても、一個の人間が、ある具体的状況の下で発語する限り、単に両親などから教えこまれた語を発するとしても、習慣という形で語と対象ないし知覚過程の普遍的結合が成立しているわけであり、また、具体的に発語がなされているということは、その語ないし文を発してよい、または発することを禁じられているわけではないという直感ないし思考が働いているはずである（こうした、いわば前言語的思考に媒介されなければ、たとえ強制されても発語しないという状態は、幼児の場合にもしばしば見受けられることである）。

このように、「このバラは赤い」のような単なる知覚的過程の言明でさえ、ヘーゲルの言うところの判断のもつ普遍的関係に媒介されているということができる。それゆえ、ヘーゲルもこうした「このバラは赤い」のような言明を例としてもつものを、肯定判断として、判断とみなしているのである。

このことは、ある確かな根拠や理由に基づいて意識的になされる普遍的言明のみを判断とするだけではなく（それらは、ヘーゲルでは概念の判断とされ、判断の最高次のもの、「真に客観的な」判断と言われているもの）、知覚的言明であっても、それがともかく言明されているものであり、コンピューターの打ち出した単なる文字の列ではなく、生ま身の人間の発する文はすべて判断であると言えよう。そして、そのことは、判断とは、ある文脈や状況に依存して発せられ、何らかの反省（「～と発することが正しい」「適切である」「真である」等々）を伴った文ないし命題であると特徴づけることができる（逆にいうと、判断が文脈や状況から分離されると、単なる文ある

いは命題になるといえる。この意味で、判断と命題は区別できる)。

このことはさらにいえば、単なる知覚判断(ヘーゲルでは「定有の判断」)の中にも価値語(「真である」「正しい」「善である」「美しい」等)[5]が潜在的に含まれており、あるいはそれに媒介されて成立しているということであり、ヘーゲルが価値判断である「概念の判断」を「判断一般の真理」と述べている(6, S. 349)のも、上の意味で理解することができる。

だが、もちろん知覚的な判断と価値判断は形式においても(価値語を使用する/しない)区別することはできるし、知覚判断に限らず、一般に価値語を含まない事実判断[6]は区別できる。その意味で、ヘーゲルは価値判断とそれ以外の判断をすべて全く同質だとしているわけではもちろんないし、後者をすべて前者に還元することができると主張しているわけでもない。しかし、ヘーゲルは判断を区分した上で、定有判断は「大した判断力を有するものとは認め難い」とみなし、次の反省判断についても「どちらかといえば命題である」と考える。第三の必然性判断においてはじめて、「対象はその客観的普遍性の中に」とらえられるが、しかしここでもまだ「対象の概念に対する関係」は見られず、従って、真に判断とは言えないとされる(6, S. 344)。

このことは、ヘーゲルが判断を、先にも見たように、主観的反省に媒介された、概念と対象の普遍的関係であるという把握に基づいている。従って、判断においては、概念と対象の普遍的関係だけでなく、「概念は、実在性がそれに適合することも、また適合しないこともできるというような当為としてある」(ibid.)ものでなければならない。つまり、価値判断こそ、真に判断といえるものなのである。

二　価値判断の客観性

だが、価値判断は確かに日常生活においても応々、様々な状況の事実的判断の後に下される最後の（その意味で高次の）判断であるにしても――例えば、「高度の政治判断」を思い浮べて見よ――、一般的には、価値判断は主観的な判断であり、客観性はもちえないと考えられるのが普通である。しかしながら、ヘーゲルにおいては、価値判断に先立つ「前の諸判断こそ、かえって主観的なものにすぎない」とみなされ、「概念の判断こそ、それらの判断に比べると、むしろ客観的な判断であり、真理である」（6, S. 345）とされる。ここで言われている、価値判断こそ客観的な判断であるとは、いったいいかなる意味においてであろうか。

それはまず、主観の価値的評価を含まない単なる事実的判断は、事物の「抽象と一面性に基づく」（ibid.）判断だからである。例えば、定有の判断「このバラは赤い」の「述語は、バラの多くの特性のただ一つだけを言い表わす」（6, S. 314）だけにすぎず、反省の判断「この物は有害である」の述語は「一つの本質性を表わすが、しかし、この本質性は相関関係の中にある一つの規定であり、すなわち一つの総括的な普遍性である」（6, S. 326）にすぎない。言いかえれば、反省判断は、人間との相関関係の中で事物のとる一つのあり方に対する直接的な認識、経験的普遍化（6, S. 332）に他ならない。これに比して、必然性の判断は事物の実体性に基づく判断として、「客観的普遍性が措定される」（6, S. 335）が、しかしここでもまた、この「客観的普遍性はそれ自身一つの規定的な普遍性であり」（6, S. 336）、（定言判断の例としては「バラは植物である」と「この指輪は金である」があげられており、それらの植物や金は事物の実体として）客観的普遍性であるにしても、それらは事物の一つのあり方でしかな

いのである。仮言判断における「根拠と帰結、制約と被制約、因果性などの反省の相関関係を通してとらえられる」(6, S. 338) 実体的同一性も、それはある事物と他者とが存在において同一であり、「それゆえ、その存在(Sein) は同時に、本来は単に一つの特殊にすぎない」(ibid.) ことの表現でしかない。最後の選言判断においては、客観的な普遍性を「それの区別された諸規定の全体としてもっている」(6, S. 339) 点で、他のこれまでの事実的判断のもつ抽象性、一面性を免れているが、[7] しかしヘーゲルは、選言判断においても事物は真に全体性を獲得しえていないと説く。なぜなら、事物が真に何であるかが明らかにされるためには、事物がその概念において、しかも「概念自身の展開 (Fortbestimmung) によって、今やその選言 (Disjunktion 分離) が措定され」(6, S. 342) ねばならないが、「ある類の種への選言 (分離) がまだこのような形式を獲得していないとすれば、それはその選言 (分離) が概念の規定性にまで高まらず、また概念から生じたものでないことの証拠である」(6, S. 342—3) からである。つまり選言判断では、こうした概念における普遍性あるいは全体性はまだ獲得されてはいないということであるが、このことはさらに言えば、事物にとって「概念そのものが、そのことによってまた、直接に選言肢の一つである」(6, S. 342) ということを意味している。言いかえれば、概念におけるあり方が即、事物の本質的あり方の一つであるということであり、事実的判断としての選言判断では、事物自身に即しての全体的なとらえ方はあるものの、その概念におけるあり方まで含めて、事物の全体的なあり方はとらえられていない、その意味で抽象性、一面性を免れていないということである。[8]

こうした一面性を克服して、事物の概念におけるあり方まで含めて、全面的に展開されるのが、価値判断である。「必然性の判断においては、なるほど対象はその客観的普遍性の中にあるが、しかし、対象の概念に対する関

係は、いまここに考慮する〔概念の〕判断においてはじめて出てくるのである。」(6, S. 344) 価値判断が概念の判断と名づけられているのも、このことから来ている。

だが、価値判断は確かに事物の概念的あり方、つまり主観による事物の把握までも含めた、事物の全体像をとらえるものではあるが、しかしその反面、単なる主観的判断、単なる当為でもありうるという、一面性をもつものではないか、という疑問が生じる。実際、実然判断とは「単に最初は断定的 (assertorisch) でしかない」(6, S. 346) ということ、つまり「その確定は一つの主観的な断言 (Versicherung) である」(ibid.) という面をもっている。また、蓋然判断も「述語がある一定の主語と結合さるべきか否かが単に蓋然的なものとして現れているにすぎず」(6, S. 347)、その判断は偶然的なものでしかないように見える。つまり、「それがまさにあるべきようにあるかどうかの根拠を主観 (主体 Subjekt) がもっている」(6, S. 348) のであり、「すなわちその概念とその性状とが共に主語の主観性と呼ばれうるもの」(ibid.) だということである。言い換えれば、「善い、悪い、真である、美しい、正しい等という〔価値判断の〕述語は、事物がそこに絶対的に前提されている当為としての普遍的概念に照して測定されたものだということ、すなわち、事物がその普遍的概念と一致するか否かということを表すもの」(6, S. 344) が価値判断の本質だということである。

だが、ヘーゲルは、価値判断が主観的なものであるということを、外的反省の主観性と混同してはならないと強調する。「われわれは往々、この〔概念の〕判断において、判断そのものから逸脱することになり、また判断の規定が何か単に主観的なものと見られることになりがちであるが」、「しかし、この主観的なものは外的反省と混同されてはならない」(6, S. 344—5)。もちろん、外的反省の主観性とは、先の反省判断のもつ経験的主観性である。

それでは、価値判断のもつ主観性とは何か。それは、外的反省の場合のように、意識に内属した、意識に直接に現象するものとしての主観性ではなく、まさに「自分の中に帰った事物の普遍的本質」としてのそれ、「すなわち、事物の自己自身との否定的な統一」であり、「この統一こそが事物の主観性を構成する」(6, S. 348) のである。いいかえれば、主観（主体）こそ事物の具体的なあり方を規定しているのであり、価値判断のもつ主観性とは、そうした具体的規定者としての主観（主体）の存在である。逆にいえば「事物そのものこそ、まさにこの否定的な自分自身の統一としての事物の概念が、概念の普遍性を否定して、個別性の外面性の中に現われ出たものにほかならない」(ibid.) のである。つまり、価値判断の主観性とは、事物と外的に対立する主観ではなく、まさに「この〔当為と定有 (Dasein)〕二つの契機を、事物として、直接的統一の内にもつ」(6, S. 349) のような主観性、従って、それ自身事物としてあるような主観である。いいかえれば（人間的、社会的存在は言うに及ばず）、事物の存在の仕方は主観（主体）との相関関係においてのみ現実にその規定を受けるのであり、あるいは主体（主観）の能動的作用を媒介して、理論的にも現実的にも具体的に存在するのである。「当為と有 (Sein) との相互の間の絶対的な関係であるということこそ、現実的なものを一つの事物とする」(6, S. 350) のである。

このことは、社会的事物においてはとりわけ容易に見られることであり、社会的事物（制度、機構、団体、社会運動など）は、それが正しくなされたものであれ、誤った仕方であれ、ともかく主観（主体）の価値評価的行為を媒介にしてひき起こされ、生起させられている。[9] しかしながら、そのような主観が関与しているということによって、事物の存在が、あるいは事物についての判断が現に存在しているということが、全て主観的な、従って恣意的で、偶然的で、根拠のない、ありえないものになってしまうわけでは決してない。[10] いや、そうでないどころか、主

観（主体）が関与しているということこそ、人間的現実に生起するものの実際のあり方であり、事物の客観性を構成するものである。ヘーゲルが、「この〔価値〕判断こそ、真に客観的である。あるいは、それは判断一般の真理である」（6, S. 349）というのも、以上の意味においてにほかならない。

三　価値判断の真理性

だが、事物についてのあらゆる判断が、従ってまた、事物の現実的あり方がすべて、主観の価値評価的行為を含んでいるとしても（客観的事実の構成）、そのことが直ちに、事物のありうべき正しい姿、事物に関する正しい判断、真なる判断、判断の真理そのものを構成するわけではない。つまり、事物についての判断は価値判断を本質的なものとしてもつということが、判断に関する真理ではあるが、それが即判断内容そのものの真理となるわけではないとも言える。それどころか、判断が、先に見たように、当為と有の統一として成立するということは、逆に「事物の真理は、事物がそれ自身において、その当為とその有とに分裂しているというところにこそある」（6, S. 349—50）ということを意味する。言い換えれば、事物がそれに則して、それと一致するかどうか測定されるところの、主観の内にある普遍的概念は、単にその判定としての判断が任意なもの、単なる可能なものとしてのみ成立する（蓋然判断）といった、全く主観的でしかないものでなくとも、あるいは、実際にそうした主観的な判断が現実に、しかも（諸）個人において真なるものとして成立している（実然判断）ということが、否定しがたい事実として存在しているとしても、さらに、そうした判断が、内容においてたとえ必然性をもつものである（必当然判断）[11]としても、それでもなお、当為と有との分裂は、「すべての現実性に関する絶対的判断なのである」[12]（6, S. 350）。

しかし、そうであるとすれば、判断はすべて一面的であるか、主観的なものにすぎないのであって、決して客観的真理には到りえないのかというと、ヘーゲルはそう考えているわけではない。では、それはいかにして可能か。

それは、「絶対的分裂」そのものの中に秘密がある。つまり、判断は、概念と対象との、当為と存在との結合、統一として行なわれるのであるが、それらはあくまでも区別されたものとして存在する。それは、判断の中でどのようにその同一性が主張されようとも、区別自体が消失するわけでは決してない。しかし他方で、それにもかかわらず、判断はなされるのであり、思惟は判断せねばならないのである。つまり、あくまで制限性をもちながらも、判断は存在するのであり、判断の繋辞（コプラ）（ist）は現実に、区別されたものの同一的関係を具体的に規定するものとして存在するのである。「事物の直接的な単純性から、その当為とその有との規定的関係であるところの一致（Entsprechen）への移行、すなわちコプラが、事物の特殊的規定性の中にあることが、いまや明らかになる」（ibid.）。このことはしかし、誤った判断もなされうるし、現実に誤ったものとして存在しているといった、消極的な意味で言われうるだけでなくて、あるいはまた、現実の事物はこうあるべし、ないし、こうあるに違いないという、当為としてある判断そのものが、また存在（ザイン）でもあるというような仕方での当為と存在の統一であるだけでなく、まさに当為そのものを可能にしている主観の判断基準としての普遍的概念が、同時に客観的なものであり、従ってまた、判断内容そのものが、実在的事物の本質（の一部）でもあるという仕方で、当為と存在の同一性は積極的にも措定されることのできるものでなければならない。

なぜなら、ヘーゲルにおいて、まさに「真理とは認識とその対象との一致である」（6, S. 266）。言いかえれば、概念と実在性の統一こそ真理の客観的内容をなすものであり、判断が客観的な真理としてあるためには、判断の内

容そのものにおいて、対象との同一性が獲得されていなければならないからである。[13]

だが、この概念と対象の同一性の獲得はもちろん、個々の判断の内に全面的に実現されるわけではない。どのように必当然的判断といえども、それは事物の真の姿の（本質的ではあっても）一面であるにすぎず、その意味で、当為と有の同一性は、あくまで個々の価値判断においては絶対的分裂としてある。それゆえ、ヘーゲルは、事物の実在性との全面的な同一性を概念において実現するために、さらに推理へと向うのである。[14] つまり、連続する判断の全体の内に、対象の全実在性は概念として規定されるのであるが、しかし、ここでも概念と実在性の同一性の実現は当為にとどまらざるをえない。なぜなら、判断は無限に連続せねばならないからである。

このことから、ヘーゲルにとって、真理とは究極的には理念に他ならない。「理念〔こそ〕が十全な概念であり、客観的な真理であり、すなわち真なるものそのものである」(6, S. 462)。しかし、真理は理念であるといっても、それは単なる主観的なもの、永遠の当為、到達できない単なる目標ではない。「理念を何か非現実的なものにすぎないというように見て、真なる思想について、『それは単に理念にすぎない』というように見る理念の見方はなおさら斥けられねばならない」(6, S. 463)。「理念は単に目標と見られるべきではない。すなわち、理念は近づくことはできるが、それ自身は永遠に一種の彼岸としてあるといった、目標と見られてはならない。むしろ、すべての現実的なものは、それが理念をその中にもち、理念を表現するものであるかぎりにおいてのみ存在するのである」(6, S. 464)。

それでは、判断のうちにおいて、判断が表現し、それによって判断が真となるところの理念とはいったいいかなるものであろうか。

まず、ヘーゲルにおいて、理念とは自然と精神を貫く原理として立てられている。「自然と精神は一般に、この理念の定有を表現する異なった形態（Weise）である」（6, S. 549）。従って、精神は自己の内と自然の内にある「不滅の生命」（ibid.）としての理念を分有するかぎりにおいて、真理となる。いいかえれば、精神の内なる生命の表現として、判断における真理は存するのである。

しかもこの生命は、「生命に対立する無関心な客観性を否定的に見、自分を客観性の力、または否定的統一として実現する」（6, S. 473）ということを本質とする。

このように、精神の活動（認識や実践）における対象との同一性の実現は、生命活動における対象との統一としての活動そのものとして行なわれているのであり、この意味で、「精神の理念は生命の理念から出てきたものである」（6, S. 494）ということになる。

以上のことを判断との関係で述べるなら、（価値）判断がたとえいかに主観的で誤ったものであろうとも、それは主体（主観）の世界に対するかかわり方の表明であり、世界を獲得しようとする一つの現実的あり方に他ならず、従って、一つの生命過程の概念的形態として存在するものに他ならない。それゆえ、そういった判断の真理性は、対象それ自体の個別的なあり方の純粋な事実の科学的分析との一致、不一致にのみ依存しているのではなく、主体（主観）の存在の前提である客観的世界（自然と社会）全体における対象と主体（主観）の位置と相互関係にも依存しているのである。ヘーゲルの「真理は理念である」という立場も、判断の真理は、対象と主観を含めた世界全体において決定されるというものに他ならない。

しかし他方で、判断の真理をどのようにして世界全体において決定しうるか、という方法的問題が生起しうる

が、これに対しては第一に、主観（主体）にとっては永遠の当為である（従って、無限に進行すべきものである）が、永遠の当為は永遠に存在するであろうものとして、理念は世界において現実に永遠に存在することは確かである。なぜなら、「概念と実在性との対立の止揚と、その真理としての統一とは、ただこの主観性に基づくものに他ならない」（6, S. 563）が、こうした主観の統一作用としての弁証法的活動こそ、真理の、従って理念の場であり、理念は、主観の主観性を止揚しようとする活動として、世界の内に現実に存在するからである。「理念はすなわち、純粋な概念とその実在性との絶対的統一として自己を措定し、それとともに、自分を有の直接性に合一する（zusammennehmen）とき、理念はこの有の形式における全体性（Totalität）として、――自然として存在する」（6, S. 573）。従って、第二に理念の、それゆえ真理の把握の方法的問題の解決は、この理念の展開過程すなわち主観（主体）の活動の「過程の展開の中と、結果ないし終局目的（Ende）の中とにのみ存在する」（6, S. 571）のである。そして、その判定基準は理念自身に基づいて、つまり精神と自然の真の統一が実現されているかどうかということでしかないであろう。しかも、そうした判定は歴史の中で検証可能であるという確信が、ヘーゲルを相対主義から遠ざけ、人間の認識や実践の合理性を確保させているのである。

おわりに

以上見てきたように、判断の真理はそれ自体個別的なものとしてあるのではなく、世界と主体との全体的関係の中で決定されるものであるが、そのことは同時に、「有限的精神の実在性は客観的世界であ」り、「客観的世界を自分の前提とする」（6, S. 469）ものであるとすれば、人間精神は自己の行為（認識と実践）において、客観的世

界の真理を実現するものでなければならない。それは具体的には、環境的自然との調和的発展であり、人間社会の自由と平等の調和的発展であろう。ヘーゲルの論理は、現代のこうした問題をも基本的にとらえうるものを含んでいるように思われるが、それを展開するのは他日を期したい。

注

(1) G. W. F. Hegel;, *Wissenschaft der Logik*", zweiter Teil, Werke 6, Suhrkamp Verlag, 1969, S. 301. 以下、ズールカンプ版全集からの引用は、巻数と頁数のみを本文中に記す。なお、第8巻、第10巻はそれぞれ "Enzyklopädie" の第一部、第三部である。

(2) このようなヘーゲル解釈が生ずるのは、ヘーゲルの叙述の仕方にもちろん責任があるが、しかし、ヘーゲル自身が、主観と客観の媒介を欠いた、概念や判断の、実在的対象との直接的同一性を常に主張しているわけではない。ヘーゲルにおいては、両者の関係こそが常に問題なのである。この点に関しては拙論「ヘーゲルの真理論——理念の認識論的機能をめぐって」(『関西哲学会紀要』第二十冊、一九八六年)を参照。

(3) この点で、ヘーゲル自身が「概念の論理的形式は、そういう自然の概念の非精神的な形態にも、またこういう概念の精神的な形態にも依存しない」(6, S. 258) と言って、論理学の叙述する概念がそのどちらの形式をもとっていないことを注意していることを看過すべきではない。しかし、このことの他に、判断が論理学の体系の中で、主観的論理学の第一篇、主観性の第二章に置かれていることに、もっと注意が払われるべきである。

(4) 以上の四点は、第四のものを除いて皆、ヘーゲルの肯定判断の分析の中に含まれているものである。すなわち、第一に関しては、「主語は具体的なものとして措定される。すなわち、有の面では、多くの質をもつあるものとして措定されている。——あるいは、反省し具体的存在としては、多様な可能性を含む現実的なものとして、同様に多様な偶有性をもつ実体として措定されている。これらの多様は、ここでは判断の主語に属するものであるから、あるもの、または物などは、その質、特性または偶有性の中で自分に反省している。……だから、主語はそれ自身において普遍である」(6, S. 133—4)。第二の点に関しては「述語は抽象的個別である。……述語はバラの多くの特性の中のただ一つだけをいい表す。すなわ

ち、述語は主語の中で、他の諸々の特性と共存している特性を個別化する」(6, S. 314)。第三の点に関しては、「主語と述語は、判断の関係の中にあるのだから、両者は概念規定という点で対立していなければならない。……だから、主語が普遍として規定されるとき、その主語の普遍性の規定が述語にも取り入れられるというのであってはならない。そうでないと、判断は存在しないことになるであろう」(6, S. 314—5)。第四の点に関してはヘーゲルは何も直接言及していないが、それはヘーゲルがここでは肯定判断が成立する内的論理を分析しているのであって、それを発語行為として、外的条件との依存関係において考察してはいないことによるものと考えられる。しかし、「肯定判断は肯定判断としてのその形式によっては何らの真理ももたない」(9, S. 318) と述べ、真理の面からとらえれば、肯定判断は他の判断(直接には否定判断)に依存して成立することにヘーゲルは言及している。肯定判断の各々の概念は、「個別は抽象的に普遍なのではない」、「普遍は抽象的に個別的ではない」という指摘に見られるように、それ自身で成立しているのではないということこそ、ヘーゲルの肯定判断の分析の結論である。そして、そのことは、単純な感性的判断でさえ、それが真理として、つまり真のあり方においてとらえられれば、他の諸々の判断、最終的には概念の判断としての価値判断にこそ、その根拠づけがなされるというのがヘーゲルの判断論の根本的な考えである。

(5)

一般に価値判断における価値語は、「善い」、「美しい」とされ、「真である」は価値語とみなされないのがふつうである。だが、ヘーゲルは「善い、悪い、真である、美しい、正しい(richtig)」を述語としてもつ判断をすべて価値判断とみなしている(6, S. 344)。認識における「真である」をも価値語に含めているのは、それが他の価値語とともに、「事物がその普遍的概念と一致するか否かということを表わすもの」だからであり、従って、「事物が、そこに絶対的に前提されている当為としてのその普遍的概念に照して測定されたもの」(ibid) である点で同じ性格をもつものと考えられているからである。このことは、逆に価値判断の面から言うと、価値判断とは単なる主観的判断でもなく、単なる当為にとどまるものでもない、真なる判断でなければならないということである。つまり、事物の真のあり方としての概念に合致した判断こそ、価値判断とみなされているのである(6, S. 345)。

(6)

もちろんヘーゲルは事実判断という用語を使用してはいない。だが、ヘーゲルが区分している全十二の判断のうち、九番目までが価値語を含まない、いわゆる事実的な判断である。

ヘーゲルの判断区分

定有判断
- 肯定判断
- 否定判断
- 無限判断

反省判断
- 単称判断
- 特称判断
- 全称判断

必然性判断
- 定言判断
- 仮言判断
- 選言判断

概念判断
- 実然（assertorisch）判断
- 蓋然（problemetisch）判断
- 必当然（apodiktisch）判断

ヘーゲルのこの判断区分は、単に判断を形式的な面からのみ分類したものではなく、例えば定有判断では「このバラは赤い」のように、直接的知覚に基づく判断として、また反省判断は、例えば「死ぬるものである」とか「移ろいやすい」、「幸福である」、「有用である」、「有害である」などの日常的なものと、硬性、弾力性といった経験科学的概念が、その特有な述語とされ（6, S. 327）、必然性判断は、類と種、因果的法則（経験科学の法則）、相互制約関係ないし矛盾をとらえる判断とされる。

（7）その意味で、相互制約関係あるいは矛盾をとらえ、表現する判断が、事実的判断の最高次のものとなる。そして、この判断が、ヘーゲルでは選言判断の下で分析されている。

「いわゆる反対対立的な概念と矛盾対立的な概念とは、ここ〔選言判断〕にはじめて本来の場所を見い出す」（6, S. 340）。

（8）こうした事実的判断と価値判断との関係を、ヘーゲルの判断をもとに、もっと具体的事例に則して論じたのが、拙論「ヘーゲルの判断論における事実と価値」（鈴木茂編著『ヘーゲル大論理学研究、概念論篇』所収、大月書店、一九八七年刊予定）である。

(9) この点は、M・ウェーバーの有名な以下の議論を参照のこと。

「あらゆる経験的知識の客観的妥当性は、与えられた現実が、ある特殊な意味で主観的なところの、すなわち我々の認識の前提を表示するところの、また経験的知識のみが与えうる真理の価値を必ず前提するところの諸範疇に従って整序されるという事実に、またこの事実にのみ基づいている。」(『社会科学方法論』、富永、立野訳、岩波文庫、一九六八年、一〇五頁。)

「むしろ社会科学的認識の『客観性』は、経験的所与はつねに価値理念……に基づいて規整され、この価値理念からその意義が理解されるのであるが、しかも認識の妥当の証明という、経験的に不可能なことのための足場とされることは断じてない、という事柄に依存するのである。」(同前、一〇六頁。)

(10) 事物の存在の実在性は、意識との相関関係の内でのみ明らかにされうることを、現代の科学論の中で論じた次の拙論を参照していただければ幸いである。

「現実世界の実在性と認識方法——相対主義の諸問題と実在論の可能性——」(『哲学の探求』、第十二号、一九八四年。)

「現代科学と実在論の行方——強い実在論か、弱い実在論か——」(『思想と現代』、第五号、一九八六年。)

(11) このように、価値判断としての概念の判断はまた、判断における肯定、否定のあり方において、様相判断としてもとらえられている。即ち、

実然判断——肯定・否定が現実的
蓋然判断——〃　〃　可能的
必当然判断——〃　〃　必然的

ヘーゲルが様相判断を価値判断として考察した背後には、「実在性がそれに適合することも、また適合しないこともできる」(6, S. 344)ということは、当為においての他はないし、当為は概念に基づいたものであるという考えからである。

(12) このことは、ヘーゲルが有(Sein)そのものまで主観的なものに還元してはいないことを示している。実際、ヘーゲルは、バークリ流の主観的観念論(カントもこの中に含められているが)を、実在論とともに、一面的立場として片付けている(6, S. 503—4)。

(13) 一般に、真理に関する立場は、対応説、整合説に二分されるが、ヘーゲルは後者の説に入れられるのが普通である（例えば、B. Carr & D. J. O'Connor, *Introduction to the Theory of knowledge*, Harvester Press Ltd, 1982, p. 166. あるいは、N. Rescher, *The Coherence theory of truth*, University Press of America, 1982, を参照）。整合説とは「真理は信念間、あるいは判断間の関係である」とする説であるが、ヘーゲルは対応説の真理定義を、真理の「最も価値ある定義である」(6, S. 266) としているように、単純な整合説をとっているのでは明らかにない。むしろ、対応説と整合説を統一したものである。この点に関しては、前掲の拙論「ヘーゲルの真理論——理念の認識論的機能をめぐって——」を参照。

(14) ヘーゲルでは、推理とは、判断と判断との関係であるだけでなく、理性的認識そのものである。「すべての理性的なものは推理である」(6, S. 352)。つまり推理とは、判断の関係を通じて獲得される対象の普遍的概念、いいかえれば、対象の全面的あり方を概念の内に全面的に明らかにするものとしての、理性活動＝理論としてとらえられている。

（橘女子大学非常勤講師）